

国土利用計画法第23条の規定による届出の様式を定める規則（案）の概要

千葉県県土整備部用地課

1 制定理由

国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）第23条の規定による土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出（以下「届出」という。）については、国土利用計画法施行規則（昭和49年総理府令第72号。以下「省令」という。）第20条及び別記様式第3に規定する届出書により行われていますが、令和7年4月1日に次の内容を含む省令の改正が行われ、同年7月1日から施行されることとなりました。

- ・届出書に記載する事項の変更
- ・省令第20条に規定する別記様式第3の廃止

改正された省令の施行後は、届出事項が変更されることに加え、届出書の様式が廃止されることから、届出内容を明確にし、県内で統一された様式により届出を行うことができるようにするため、次のとおり「国土利用計画法第23条の規定による届出の様式を定める規則」を制定し、廃止前の別記様式第3に代わる届出書の様式を定めることとします。

2 制定内容

以下の事項を届出事項とする届出書の様式を定めます。

なお、（1）から（6）までの事項は法により、（7）から（9）までの事項については省令により、それぞれ定められた事項となります。

- （1）土地売買等の契約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）土地売買等の契約を締結した年月日
- （3）土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積

- (4) 土地売買等の契約に係る土地に関する権利の種別及び内容
- (5) 土地売買等の契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的
- (6) 土地売買等の契約に係る土地の土地に関する権利の移転又は設定の対価の額等
- (7) 権利取得者の国籍等
- (8) 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の地目及び利用の現況
- (9) 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地に工作物等が存するときは、その区分に応じ必要な事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、届出の事務処理に必要な事項

3 施行期日（予定）

令和7年7月1日